

監 査 報 告 書

令和6年5月15日

学校法人 桜美林学園
理 事 会 御中
評議員会 御中

学校法人 桜美林学園

監 事 杉崎 正彦

監 事 小林 敬子

私立学校法第37条第3項に基づく監査報告を行うため、学校法人桜美林学園寄附行為第11条及び学校法人桜美林学園監事監査規程の規定に従い、学校法人桜美林学園の令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の、理事の業務執行の状況を含む業務及び財産の状況について監査を実施した。

監事は監査にあたり、理事会及び評議員会に出席または議事録等の記録を参照するほか、学校法人桜美林学園監事監査規程の規定に従い、必要と認めた監査手続きを行った。

以上の監査の結果、理事の業務執行の状況を含む学校法人の業務及び財産の状況について、明確な不正の行為並びに、法令、寄附行為に違反する重大な事実はないことを認める。

しかしながら、令和5年度は、ガバナンス検証委員会から指摘された諸課題が明らかとなり、管理運営が適正を欠くものとして、私立大学等経常費補助金の交付額が25%減額されるに至った。認識された諸課題に対しては、改善に向けた取り組みが実施されている。

以上